

総務委員会資料

所管事務の調査（視察）

川崎競輪場について

- 資料1 本日の予定
- 資料2 川崎競輪場について
- 資料3 神奈川県競輪組合撤退に係る損害賠償請求訴訟の経過について

経済労働局

平成29年7月13日

平成 29 年 7 月 13 日 (木)

経済労働局公営事業部

本日の予定

- 1 公営事業部所管事務の説明 (約 20 分)
 - (1) 川崎競輪場について
 - (2) 神奈川県競輪組合撤退に係る損害賠償請求訴訟の経過について
- 2 質疑応答 (約 10 分)
- 3 場内視察 (約 30 分)

川崎競輪場について

川崎市経済労働局公営事業部

平成29年7月13日

川崎競輪場の概要

(1) 競輪場施設について

- 開設年月日...昭和24年3月14日（第1回競輪は同年4月24日から開催）
- 所在地.....川崎市川崎区富士見2丁目1番6号(富士見公園内)
 - 一日あたり乗降客数約30万人超のターミナル駅から徒歩圏内
 - 都市公園内に立地
- 敷地面積.....46,286㎡（コンパクト化後は約38,870㎡）
- 収容人員.....20,000人（再整備後）
- 競走路.....1周400m
- 特別観覧席等
 - 西スタンド
 - ロイヤル席 30席 @3,000円
 - メインスタンド
 - ロイヤル席 51席 @3,000円
 - SS席 43席 @2,000円
 - SA席 194席 @1,000円



川崎競輪場の概要

(2) 競輪事業について

- 車券売上(平成28年度)について
 - 年度合計約209.7億円(全国競輪場で7位)
 - 1日平均4.28億円
- 入場者数(平成28年度)について
 - 年度合計196,860人(全国競輪場で1位)
 - 1日平均 4,018人 最高入場者数は昭和40年5月5日62,841人
- 財政への貢献について
 - 一般会計繰出金累計額 1,278億円(平成27年度末)
 - 一般会計繰出金年度最高額 54億円(平成3, 4年度)
 - 平成27年度一般会計繰出金額 1.3億円

2

川崎競輪場の再整備について

平成19年度	・富士見周辺地区整備基本計画の策定
平成22年度	・川崎競輪場再整備基本計画策定
平成24年度	・西スタンド・選手管理棟の建築工事に着手
平成25年度	・メインスタンド耐震補強工事に着手
平成26年度	・西スタンド・選手管理棟 使用開始
平成27年度	・メインスタンド耐震補強工事完了
平成28年度	・メインスタンド5階特別観覧席 使用開始
平成29年度	・コンパクト化 一部敷地(約7,500㎡)を公園に転換



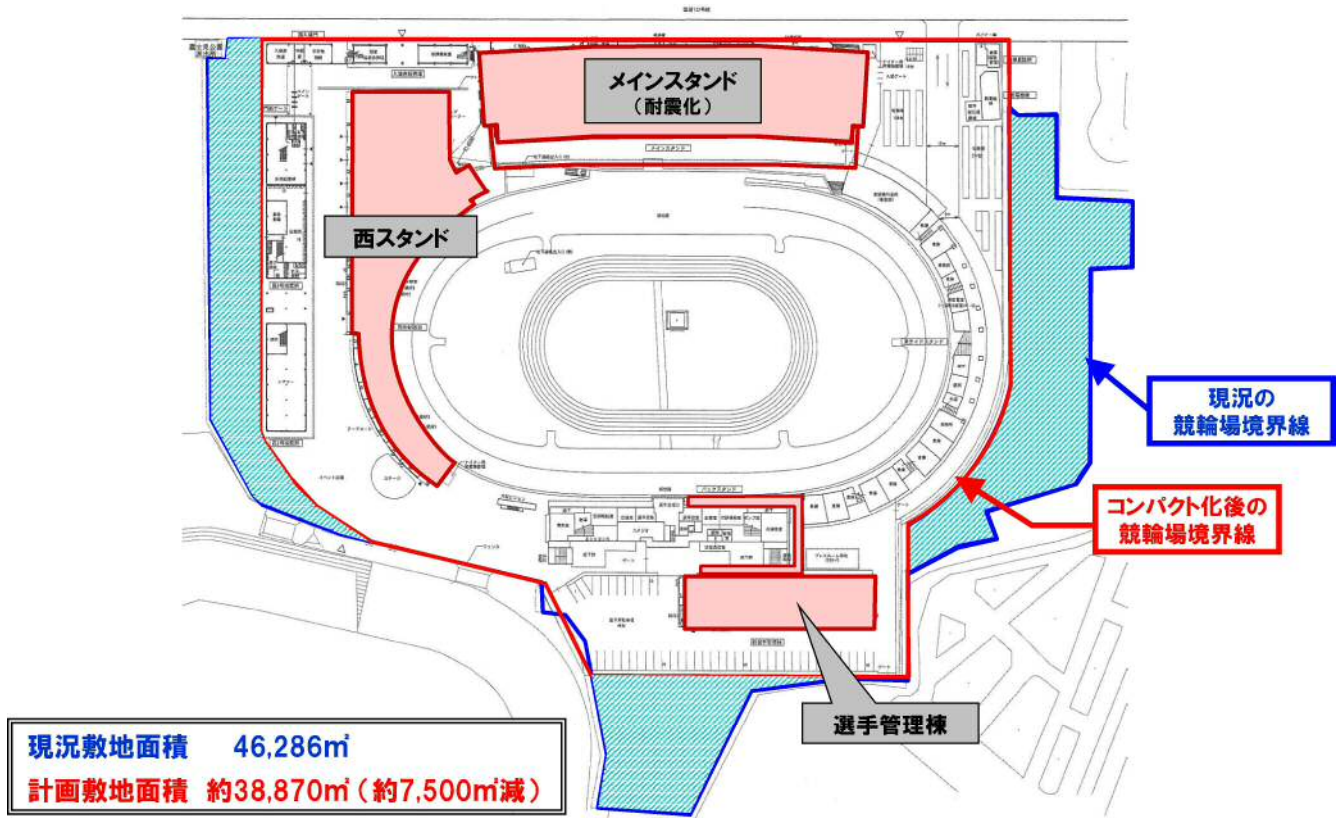
夜間の西スタンド外観



選手控室

3

競輪場のコンパクト化（敷地の一部を公園へ返還）



4

公園との一体感を感じられる空間づくり



5

イメージアップに向けた様々な取組

(1) 地域の小・中学校に向けた取組

① 競輪場施設見学

選手会と連携した競輪場内の施設・バンク、競輪選手の練習風景の見学及び、児童・生徒からの選手に対するインタビューへの対応

平成27年6月29日	市立東高津小学校	3年生	180人
平成27年7月6～8日	市内小学校(27校)	5・6年生	3,459人
平成27年9月25日	市立富士見中学校	1年生	14人
	市立桜本中学校	1年生	4人
平成27年11月6日	市立東橘中学校	1年生	4人
平成28年7月4～6日	市内小学校(40校)	5・6年生	4,322人
平成28年9月21日	市立富士見中学校	1年生	12人



選手による説明



バンク内体験



練習風景見学

6

イメージアップに向けた様々な取組

② 競輪選手・競輪場の職業体験

競輪場で働く様々な仕事や競輪事業の概要についての説明
競輪選手という職業をめざしたきっかけや夢の実現に向けた話
競輪選手の一日練習内容の説明や練習の体験

平成28年2月10日 市立富士見中学校 2年生 4人

平成29年1月12日 市立富士見中学校 2年生 7人

※平成23年から継続して職業体験を受け入れております。



職業体験(選手から説明)



職業体験(ローラー練習)

7

イメージアップに向けた様々な取組

③小学校への出張授業(平成27年度から)

学校の授業の一環として、競輪選手が直接学校に出張し、競輪選手(プロアスリート)という夢の実現や自転車競技の魅力の話、さらに、自転車を使用した体験学習等を行う。

- ・平成27年11月18日(水)新城小学校6年生 122名
- ・平成28年10月20日(木)新城小学校6年生 136名

出張授業の概要

- 1 自転車競技について知る
 - ①自転車競技とは。オリンピック種目としての自転車競技
 - ②競輪(ケイリン)・競輪選手について
 - ③競輪の社会貢献について
- 2 現役競輪選手とスピード勝負・腕相撲勝負
- 3 競技用自転車の体験
- 4 仕事のやりがい、夢、小学生へのメッセージ
- 5 選手への質問



選手紹介及び自転車競技の説明



選手と腕相撲対決



競技用自転車体験

8

イメージアップに向けた様々な取組

(2) 競輪選手と連携した地域イベント等での情報発信

① 駅伝大会・マラソン大会への協力

市内の駅伝大会やマラソン大会への競輪PRブースの出店や、駅伝大会の先導役、表彰式のプレゼンターとして参加・協力

- 平成27年 3月22日 多摩川リバーサイド駅伝
- 平成27年11月15日 多摩川国際マラソン
- 平成28年 3月20日 多摩川リバーサイド駅伝
- 平成28年11月20日 多摩川国際マラソン
- 平成29年 3月19日 多摩川リバーサイド駅伝



リバーサイド駅伝表彰式

② 商店街イベント(2日間で13万人)への出店

地元の商店街イベントにおいて、競輪のPRブースを出店

- 平成27年10月17, 18日 川崎駅周辺6商店街主催「いいじゃんかわさき」
- 平成28年10月22, 23日 川崎駅周辺6商店街主催「いいじゃんかわさき」



スピードチャレンジ



川崎競輪マスコット「丸ちゃん」

9

平成29年度の取組

(1) 記念競輪(GⅢ)のナイター開催

- 4月に開催の記念競輪「桜花賞」を、全国競輪場で初めてナイター開催
- 併せて、8月のF I 枠を活用し特別にGⅢ級「アーバンナイトカーニバル」を開催予定
 - 新たなファン層獲得に向けた試行的開催

(2) 開催業務等包括委託の導入

- 競輪開催業務から日常の施設管理や事務補助などを一括して民間事業者へ委託
 - 民間活力の導入による柔軟かつ効率的な事業運営
 - 公園内という立地特性を踏まえた「市民に親しまれる競輪場づくり」
- トータリゼータエンジニアリング(株)が受託(富士通グループ企業)
- 委託期間5年間(～平成33年度末)
- 委託料は車券売上金の3.98%(5年間の限度額約40.7億円)

神奈川県競輪組合撤退に係る損害賠償請求訴訟の経過について

◇提訴までの経過

- 川崎競輪場を（同時に小田原競輪場も）借上げ施行していた神奈川県競輪組合（以下「県組」）から、平成 26 年 11 月に本市あてに撤退・解散の通知があった。
- 県組は、撤退に際して支払うことが慣例であった、解決一時金等の支払を拒み、平成 27 年 3 月末に解散したことから、同年 12 月に本市は県組の構成団体であった神奈川県、横浜市、横須賀市を相手に、横浜地方裁判所に損害賠償請求を提訴した。（請求額は、直近 3 年間の施設使用料平均額の 2 年分として 52,452,896 円）

◇訴訟の主な論点

- 競輪場の使用（契約）関係の継続性
 - ・川崎市 ⇒実質的には継続的な使用（契約）関係にあった。
 - ・被告 ⇒開催ごとの使用許可に過ぎない。
- 撤退にあたっての本市への告知期間
 - ・川崎市 ⇒少なくとも 3 年間の予告期間をおくべき。
 - ・被告 ⇒6 か月あれば翌年の開催に支障はない。

◇訴訟の経過

- ・平成 27 年 12 月 25 日 横浜地方裁判所に提訴
↳ 2 回の口頭弁論・6 回の弁論準備
- ・ 平成 29 年 7 月 14 日 判決

【参考】小田原競輪訴訟について

- 県組は小田原競輪場を借上げ施行していたが、平成 26 年度末に撤退した。
- 小田原市は本市と歩調を合わせ、横浜地方裁判所小田原支部に提訴した。
 - ・平成 28 年 1 月 29 日 横浜地方裁判所小田原支部に提訴
↳ 4 回の口頭弁論
 - ・平成 29 年 3 月 31 日 判決（原告の請求はいずれも棄却）
- 裁判所の判断 ⇒競輪事業撤退が予測し得たものであり、信義則に反するものではなく、賃貸借が継続されるという市の期待は、理解はできても法的保護に値するものではない。信義則に反することがないので、損害賠償義務を負うこともない。
- ・ 平成 29 年 4 月 14 日 控訴断念（敗訴確定）
- 小田原市の結論 ⇒裁判所の判断は、市として承服しかねるものであったため、控訴することも含めて顧問弁護士を交えて協議したが、控訴しても市の主張が認容される余地は極めて少ないとの判断に至ったため、控訴しないこととした。